

## 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続き

#### (1) 受付

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会（以下「協議会」という。）の傍聴を希望される方は、協議会の開催予定時刻までに、受付で住所・氏名を記入し、協議会の開催時刻までに、受付で氏名・住所記入し、協議会の座長等の許可を得た上で、係員の指示に従って入室してください。

#### (2) 定員

傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

### 2 傍聴する場合の留意事項

傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 協議会において、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 協議会において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、協議会の座長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他協議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

### 3 協議会の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

不明な点などがありましたら、係員にお聞き願います。

- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なお、これに従っていただけない場合は、退場していただく場合があります。